

京都気候変動適応センターの設立

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある中、気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る適応策に取り組むことが一層重要となっていることから、「気候変動適応法」が制定されました。

気候変動による影響は、地域ごとの状況（育てている作物、周りの環境など）によって異なり、必要となる対策も地域によって異なることから、気候変動適応法第13条において、都道府県及び市町村は気候変動の影響及び適応に関する情報の収集及び提供を行う拠点（**地域気候変動適応センター***）としての機能を担う体制の確保に努めることとされています。

府は、京都市とともに、京都における適応策の推進に向けて検討した結果、地域気候変動適応センターとして、大学や研究機関、経済団体等との連携の下、同センターの柱となる情報基盤機能に加え、研究教育、コーディネートの三つの機能及び実施体制を確保し、各主体の適応への取組を推進することが必要であると結論づけました。



図 京都における地域気候変動適応センターの概要

これらの地域気候変動適応センターの機能を確保するため、京都府及び京都市、また、大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所の三者で、令和3（2021）年7月14日、「京都気候変動適応センターの設置に関する協定」を締結し、総合地球環境学研究所に「京都気候変動適応センター」を設立しました。

なお、京都府及び京都市、総合地球環境学研究所は、適応策だけではなく、脱炭素社会の構築に向けた取組の一層の促進を図るため、令和3（2021）年4月23日に「京都府及び京都市と総合地球環境学研究所との地球温暖化対策及び地球環境研究の推進に向けた包括連携協定」を締結しています。



三者による包括連携協定を締結